

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

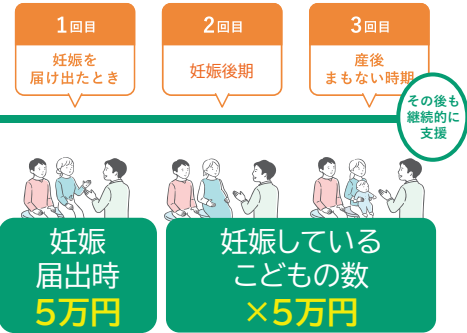
960万円未満	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳~3歳未満	1.5万円	第3子以降	1.5万円
3歳~小学生	1万円			
中学生	1万円			

所得制限なし	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳~3歳未満	1.5万円	第3子以降	3万円
	3歳~小学生	1万円		
	中学生	1万円		
	高校生	1万円		

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
 ・妊娠届出時に5万円
 ・妊娠後期以降に妊娠している
 子どもの数×5万円
 を支給します。



※令和7年度から制度化

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
 子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
 時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

出生後休業支援給付

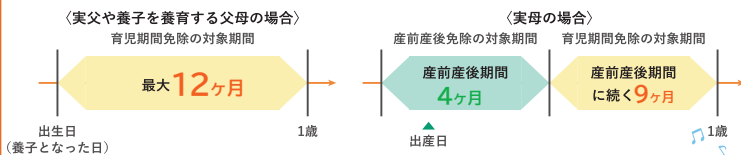
「出生後休業支援給付」を創設し、
 子の出生直後の一定期間内に
 両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、
 最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
 育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

子ども誰でも通園制度

「子ども誰でも通園制度」は、
 保育所等に通っていない0歳6カ月から
 満3歳未満の子どもが
 時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
 (子ども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



子ども家庭庁のHP
 (概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

